

2021.5.28

博物館のあり方検討の素材提供 国内外の動向より

佐々木秀彦

< 1. 国際的な動向 >

○ユネスコ「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」

2015年

イントロダクション

- 1.文化及び自然の多様性の保護と振興は、21世紀における主要な課題である。この観点から、ミュージアムとコレクションは、自然と人類の文化の有形無形の証拠を安全に守るための、最も重要な機関である。
- 2.ミュージアムはまた、文化の伝達や、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育(フォーマル、インフォーマル、及び生涯学習)や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。ミュージアムは、文化と自然の遺産の価値と、すべての市民がそれらを保護し継承する責任があるという市民意識を高めるための大きな潜在力を保持する。ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。
- 3.この勧告は加盟各国に、ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会の団結、また創造産業や観光経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能な発展のパートナーであることを確認する。

コミュニケーション

10. コミュニケーションもミュージアムの主要な機能の一つである。加盟各国は、ミュージアムが特定の分野における専門性を活かして積極的に、収蔵品や記念物や遺跡についての知識を解説し普及することや、必要に応じて展覧会を企画することを奨励すべきである。
加えて、ミュージアムは、社会において積極的な役割を演じるためにあらゆるコミュニケーションの手段を活用すること、たとえば、一般市民向けのイベントの企画、関連する文化活動への参画、物理的またデジタルな形式の両方を用いて市民と相互交流することなどを、奨励されるべきである。

11. コミュニケーション政策では、社会的統合、アクセス、社会的包摂が考慮されるべきであり、通常はミュージアムを利用することがない集団を含め、一般市民と連携して実行されるべきである。ミュージアムの活動は、それに賛同する一般市民や地域社会の行動によって、強化されるべきである。

教育

12. 教育は、ミュージアムの主要機能の一つである。ミュージアムは、他の教育機関、とりわけ学校と連携し、知識、教育的・教育的なプログラムを開発し伝達することを通して、フォーマル教育やノンフォーマル教育、生涯学習に携わる。ミュージアムにおける教育プログラムは、第一に、ミュージアムの収蔵品や市民生活に関することを主題として多様な観衆を教育することや、遺産を保護することの重要性についての認識をより高めること、創造性を育むことに貢献する。ミュージアムはまた、関連する社会的トピックの理解に役立つような知識と経験を提供することができる。

経済およびクオリティ・オブ・ライフとミュージアムの関係

14. 加盟各国は、ミュージアムが社会において経済的な役割を演じることや、収入を生む活動に貢献しうることを認識すべきである。加えて、ミュージアムは、観光経済に関係して、所在地周辺の地域社会や

地方のクオリティ・オブ・ライフに貢献するような生産的な事業を行っている。より一般的には、ミュージアムはさらに、社会的弱者の社会的包摂を増進することもできる。

社会的な役割

16. 加盟各国は、1972年のサンティアゴ・デ・チレ宣言で強調された、ミュージアムの社会的役割を支援するよう奨励される。ミュージアムは、あらゆる国でますます、社会において鍵となる役割を担うものとして、また、社会的統合と団結のための要素と認識されている。この意味においてミュージアムは、不平等の拡大や社会的絆の崩壊につながるような大きな変革に直面する際に共同体を支援することができる。

17. ミュージアムは社会全体に語りかけるゆえに社会的な繋がりや団結を築き、市民意識の形成また集団的アイデンティティを考える上で、重要な役割を持つ重要な公共空間である。ミュージアムは、恵まれない立場のグループを含め、すべてに開かれた、あらゆる人々の身体的・文化的アクセスを保証する場であるべきである。ミュージアムは、歴史的、社会的、文化的、科学的な課題を省察し討議する場になりうる。ミュージアムはまた、人権とジェンダーの平等への敬意を育むべきである。加盟各国は、ミュージアムがこれらすべての役割を果たすよう、奨励すべきである。

ミュージアムと情報通信技術 (ICTs)

19. 情報通信技術 (ICTs) の発達によってもたらされた変化は、遺産とそれに関する知識の保存や研究、創出、伝達といった観点から、ミュージアムに様々な機会を与えている。

加盟各国は、ミュージアムが知識を共有し普及することを支援すべきであり、また、ミュージアムの主要機能を向上させる上で情報通信技術が必要と判断された場合には、それらにアクセスするための手段をミュージアムが確実に持ちうるようにすべきである。

ICOM 京都 2019 による博物館の定義改正案 2019 年

博物館は、社会的な排除をせず多様な人々を迎入れ、さまざまな声に耳を傾ける、民主化をうながす空間である。そこでは過去・現在・未来について、物事の前提や内容、判断が本当に正しいか、なぜそうなのかを多角的に検討し、客観的・論理的に思考する対話のための場所である。博物館は、現在の利害関係の対立や課題を認め、それらに対処しつつ、社会から信託された遺物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を守る。また、そうしたものに対する平等な権利とアクセスをすべての人々に保証する。

博物館は、営利を目的としない。博物館は、参加民主的に透明性が高く開かれたもので、多様なコミュニティと積極的に連携・協力し、収集し、保管し、研究し、解説し、展示し、世界についての理解を高める。そうした活動は、人々の尊厳や社会的正義、全世界の平等と、地球全体の幸せな状態（ウェルビーイング）に貢献することを目指している。

(日本語訳：東京都美術館アート・コミュニケーション係長・稲庭彩和子氏によるもの)

ICOM 京都 2019 大会の大会決議 2019 年

第 34 回 ICOM 総会で採択された決議 全文 (仮訳)

1. 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の履行

ICOM ノルウェーと ICOM 英国による提案

人類の欲求全てを満たすことは持続不可能であり、地球上の生物は、人間かそうでないかに関わらず、環境と社会が複雑に絡み合った未曾有の危機に晒されている。不平等の拡大、戦争、貧困、気候変動、生物多様性の損失による影響は、そうした危機を増幅させる要因となっているということを考慮すべきである。

る。

国連の加盟国は、危機に対峙し、持続可能な未来への道筋を立てるために、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の履行について全会一致で合意したということを認識する必要がある。

知の源泉として地位を確立している博物館という存在は、コミュニティを活性化するうえで貴重な資源であり、すべての人にとって持続可能な未来を協業し形作っていくにあたり、国際社会を支える理想的な場所である。

第 34 回 ICOM 総会は、ICOM、ICOM 各国内及び国際委員会、地域連盟、関連組織並びに事務局が以下を遂行することを提唱する。

- ・すべての博物館は、ICOM の多岐にわたるプログラム、パートナーシップ、運営を通じて、持続可能な未来を形作る上で果たすべき役割があることを認識する。
- ・博物館の価値・ミッション・戦略を再考し再構築するために、ICOM の博物館の持続可能性に関するワーキンググループが呼びかけた緊急動議に賛同する。
- ・国連 SDGs の目標と目的に精通し、可能な限りの方法で支援し、個々の内外の活動や教育プログラムに持続可能性を組み込むため、「我々の世界を変革する：2030 アジェンダ」をフレームワークとして活用する。
- ・「我々の世界を変革する：2030 アジェンダ」という目標の達成に積極的に貢献し、二酸化炭素排出量を含む環境への影響を認識して削減し、地球上のすべての住民（人間とそれ以外の生き物）の持続可能な未来の確保に貢献することにより、我々自身、来館者、そしてコミュニティにより影響を与える。

2. アジア地域の ICOM コミュニティへの融合

ICOM 日本による提案

アジアは、多様性によって特徴づけられる広大な大陸であり、国と地域の多くは多言語・多民族・複数の宗教によって構成されている。それゆえ、文化的遺産は豊かで多様であり、様々な環境や歴史を反映している。

近年もしくは過去に植民地を経験したアジア諸国も多く、組織的に確立された博物館もあれば、新たに創られた施設も数多く存在する。近年、多くのアジア諸国において博物館が次々に創設されているが、その博物館に収蔵されたコレクションの管理・保存・整理・研究の進展具合には顕著な隔たりが見られる。中には、基本的な資源や基盤さえ不十分な博物館がある一方で、非常に高いレベルの活動を行っていながら、言葉の壁や国際交流の不足のために国外ではほとんど知られていない博物館もある。同様に、世界中の様々な地域に存在するアジア美術のコレクションは、伝統的な知識を有するアジア美術専門家たちに知られることなく死蔵されている。アジア地域を国際的な博物館コミュニティにより一層融合させていくため、我々は、ICOM がアジアの各地域の自主性と特殊性、多様性を尊重すると同時に、アジア美術を扱う博物館同士の相互理解の促進に努めることを提唱する。

具体的には、以下に掲げるような博物館専門職としての意識を更に強化することを提唱する。

- ・ 2016 年のミラノ大会決議「文化財の国際貸与と活用・保存」に沿ったアジア関連の展覧会を促進する。
- ・ 国や地域の垣根を超えた世界的なアジア美術に関するデータベースとデジタルコンテンツを構築する。
- ・ アジアと世界中の専門家の間で、国際的な学術交流を促進する。
- ・ アジア美術に関する知識と経験を共有し、世界中の博物館においてアジアに関連するコンテンツの存在感を高めるため、アジアの美術と文化に焦点を当てた専門家ネットワークを設立する。

※本提案は、ICOM アジア太平洋地域連盟、ICOM バングラデシュ、ICOM 中国、ICOM パキスタン及び ICOM モンゴルによる賛同を得ている。

3. 「Museums as Cultural Hubs」の理念の徹底

ICOM 日本による提案

25 回目を迎える ICOM 大会が、「Museums as Cultural Hubs」のテーマのもと、1997 年に国連の気候変動枠組条約に関する京都議定書が採択された会場と同じ場所で開催されたことは、重要な意義を有する。

「Cultural Hubs」には、博物館が何世紀もの時を超え、政権交代や世代をも超えて知を交流するうえで中核を担う場であるという意味が込められている。

博物館定義や持続可能性、そして博物館と地域発展に関する活発な議論が、この長期的な概念上の枠組みのもとで行なわれたことで ICOM 大会はより意義深いものとなった。さらに、「Cultural Hubs」には、国家的、地理的な境界を超越し得る博物館の能力という意味が込められている。

概念的には、このテーマは、博物館がどのように多様な分野を横断的に連携する役割を果たし得るか、ということを示唆している。博物館は、人文科学と自然科学が相互補完的な関係であることを私たちに気づかせてくれる。その意味において、東アジアで 3 回目となる ICOM 京都大会の議論において、災害対策やアーカイブのような学際的なテーマが含まれていることは、非常に重要なことである。

時を超え、国を越え、そして学問分野を超えて新たな時代のニーズに応えるため、我々は、ICOM が「Museums as Cultural Hubs」の概念的枠組みを取り入れた柔軟かつ融合的な論議を行うことを提唱する。

※本提案は、ICOM アジア太平洋地域連盟、ICOM バングラデシュ、ICOM 中国、ICOM パキスタン及び ICOM モンゴルによる賛同を得ている。

4. 世界中の収蔵庫にあるコレクションの保護と活用に向けた方策

ICOM-CC、ICAMT、COMCOL、ICMS、ICOM イタリアによる提案

ICOM-CC（保存国際委員会）、ICAMT（建築・博物館技術国際委員会）、COMCOL（コレクション活動に関する国際委員会）、ICMS（博物館セキュリティ国際委員会）及び ICOM イタリアは、

- ICOM、ICOM 各国内及び国際委員会、地域連盟、関連組織、事務局
- 関連する政府間機関
- 国際及び国立博物館の専門的な協会
- 博物館を担当する国立機関
- 国内及び国際的な保存機関
- 博物館長
- 全ての遺産に関わる専門家が、下記を遂行することを提唱する。

・世界中の収蔵庫にあるコレクションのリスクを軽減するため、あらゆる対策を講じる。これには、資金を割り当てることや、ツールと方法論を十分に活用することが含まれる。それにより、現代と次世代による研究や教育、そして楽しみを与える場所としての博物館の使命を確固たるものにすることができる。

・コミュニティや人々、国に貢献するため、時や場所を超えた多様な自然や文化の重要性を理解し、国内外の開発政策を通じて自然や文化遺産を保存するのに適した方法を取り入れる必要性を認識する。

・様々な記憶や知見を伝えていく組織は、遺産の管理者として重要な価値を持ち、さらなる研究・展示・伝達の充実を図るため、コレクションの特性を記録し保存していく役割があることを再確認する。

す

・文化遺産の管理、特に収蔵庫に保管されているコレクションの取り扱いや活用、展示に関する基準を再考する。なお、ICOM は、国内委員会と国際委員会の協力を得て、世界中の博物館の保管状況の分析を特別委員会に委託している。

※本提案は、ICOM アゼルバイジャン、ICOM ベルギー、ICOM デンマーク、ICOM エストニア、

ICOM フィンランド、ICOM フランス、ICOM ドイツ、ICOM ギリシャ、ICOM イタリア、ICOM ラトビア、ICOM レバノン、ICOM マダガスカル、ICOM ノルウェー、ICOM ポーランド、ICOM ルーマニア、ICOM セルビア、ICOM スロベニア、ICOM スウェーデン、ICOM ヨーロッパ地域連盟、ICOM 東南ヨーロッパ地域連盟、ICFA、CIPEG、CAMOC、CECA、ICOFOM、COSTUME、UMAC の賛同を得ている。

5. 博物館、コミュニティ、持続可能性

ICOM ヨーロッパ地域連盟と ICOM ラテンアメリカ・カリブ海地域連盟による提案

チリ・サンティアゴ宣言（ユネスコ、1973 年）に留意し、コミュニティ、持続可能性、文化的景観に関する ICOM 決議を再確認する。また、2016 年の ICOM ミラノ大会で採択された「extended museum（拡張された博物館）」に関する決議は、博物館は単に伝統的な建物・コレクションを有し確立された学術の実践を行う場ではなく、社会的、文化的に、また環境や経済発展においても価値を有し、それにより国連の持続可能な開発目標の目的を促進することを念頭に置いている。そこで、我々は ICOM に以下のことを提唱する。

・現在、数多くのコミュニティ主体で運営されている組織が 2007 年に採択された ICOM の博物館定義を満たしていない。国連の 2030 年目標と、公平な気候変動対策の達成に向け自然・文化・無形遺産へのアクセスを保護し促進するという目標と、コミュニティの環境に配慮し、社会的・経済的な発展に向けてどう持続可能な方法で利用するかということを認識し支援する。

・地方と地域による違い、特に低・中所得国のコミュニティ主体で運営されている博物館の資源ニーズといった博物館の概念に地政学的側面があることを考慮する。

・人権や平和、持続可能なコミュニティの発展（とりわけ先住民族・少数民族の状況や移民による課題）に寄与する ICOM、ユネスコ、国際連合憲章を促進するためには、コミュニティを主体とした博物館の価値を認識する。

・国や地域間レベルで、コミュニティを主体とした博物館との共業を奨励する。

・持続可能なコミュニティと地域を超えた発展や文化的景観の保護・推進に向けて変革的アプローチをとることで、地域の博物館とエコミュージアムの能力向上に貢献する。

・上記の目標達成に向けて、コミュニティレベルや地域間での文化理解を促進する仲介者として、ICOM 国内及び国際委員会、地域連盟並びに関連組織の活動を強化し活性化する。

〇OECD-ICOM『文化と地域発展：最大限の成果を求めて－地方政府、コミュニティ、ミュージアム向けガイド』 2019 年

ミュージアムや文化遺産は、地域発展にとって非常に強力な資産です。それらは、創造性を刺激し、文化の多様性を広げ、地域経済を活性化し、観客を誘致して収益をもたらすことができます。また、ミュージアムや文化遺産があることで、社会的な結束や、市民の社会参画、健康や幸福につながるという事例も増えています。この数十年を振り返ってみると、より広範な経済発展戦略の一環として、これらの資産を活かし、遺産を中心とした行動をおこす都市や地域が増えてきました。国、都市、地方の各政府やミュージアムとほかの組織などの関係者は、こうした問題に対する関心を益々高めています。

ミュージアムの使命は近年、大幅に拡充されました。ミュージアムの中核事業が遺産のメンテナンス、保存、展示であることは変わりません。しかし、今日のミュージアムは、社会的及び経済的变化を媒介するものとしての自らの役割を認識し始めています。ミュージアムは、社会のために、社会に関する知識を生み出し、社会的交流と対話の場であると同時に、地域経済に創造性と革新性をもたらす源なのです。

ミュージアムは、現代社会の諸問題に対処する上でもきわめて重要な役割を果たしています。グローバル化、移民、両極化（格差の拡大）、不平等、ポピュリズム、男女平等、高齢化社会、脱植民地化、気候変動などの多様かつ困難な分野に取り組んでいるのです。ミュージアムは、修復的司法、文化間や世代間の対話、また文化外交の原則を適用することが可能な場となっているのです。

本ガイドは以下の 5 つのテーマに沿って構成されています：

- 1 地域の経済発展のためにミュージアムの力を活用する。
- 2 都市の再生と地域社会の発展におけるミュージアムの役割を確立する。
- 3 文化を意識し創造的な社会を促進する。
- 4 包摂、健康と幸福の場としてのミュージアムを推進する。
- 5 地域発展にミュージアムの役割を位置づける。

<国内の動向>

○日本博物館協会「対話と連携の博物館 ―理解への対話・行動への連携― 市民とともに創る新時代博物館」2001年

21世紀にふさわしい「望ましい博物館」とは、「知識社会」における新しい市民需要に応えるため、「対話と連携」を運営の基礎に据え、市民とともに新しい価値を創造し、生涯学習活動の中核として機能する、新時代の博物館である。

市民とともに新しい価値を創造する新時代の博物館像を描こうとするものである。「対話」による相互理解と「連携」による行動こそ、個々の博物館のもつ総合的な力（博物館力）を飛躍的に高め、博物館運営に市民参画の新局面を拓くことによって地域の「教育力」を高める方策に他ならないからである。日本の博物館はこうにして初めて生涯学習社会の市民の信託に応えることができよう。

【対話と連携の活動原則】

対話

1. 博物館は博物館活動の全工程を通して対話する。
―収集保管・調査研究から新展示・慰楽まで―
2. 博物館は利用者、潜在利用者の全ての人々と対話する。
―面談からインターネットの双方向交流まで―
3. 博物館は年齢、性別、学歴、国籍の違いと、障害の有無を越えて対話する。
―施設・情報を全てのひとに利用可能にする―
4. 博物館は時間と空間を越えて対話する。
―博物館のIT革命を推進する―

連携

1. 博物館は規模別、館種別、設置者別、地域の相違を超えて連携する。
―相互理解が連携の道を拓く―
2. 博物館は学校、大学、研究所等と連携する。
―博物館活動の科学的基盤を整備する―
3. 博物館は家庭、行政、民間団体、企業等地域社会と連携する。
―市民参画が新しい地域文化を創造する―
4. 博物館はアジア、太平洋地域及び世界の博物館・博物館関係諸機関と連携する。
―地域連携から国際連携へ―

○日本博物館協会「博物館の望ましい姿」2003年

①社会的使命を明確に示し、人びとに開かれた運営を行う博物館（マネージメント）

博物館はその使命、つまり存在理由や目的を社会に明らかにし、使命遂行のために計画を立て、達成状況を確かめ、人びとの希望や意見を反映しながら活動していく。これは、社会から博物館に寄せられた要請であり、博物館活動の基本姿勢である

②社会から託された資料を探求し、次世代に伝える博物館（コレクション）

博物館は自然や人間の営みの証拠となる資料を集め、調査・研究をすることにより、その価値を多角的に探求し、人類共有の財産として蓄え、次世代に伝える。また、自然環境や歴史的環境の保護・継承を支援する。これは、博物館が社会に対して負う責務であり、博物館活動の基盤である

③知的な刺激や楽しみを人びと分かちあい、新しい価値を創造する博物館（コミュニケーション）

博物館は人びととの対話とさまざまなサービスの提供を通して、人びとの自主的な学習の場となり、生涯学習社会の一翼を担う。そのために、博物館は資料の価値とそれに伴う情報をわかりやすく人に伝え、知的な刺激を共有し、ともに学び、楽しみを分かち合う。この活動の結果、資料から新しい価値が創造され、博物館が公共の財産として成長し発展していくための基礎となる。

○これから博物館制度の在り方に関する検討協力者会議『新しい時代の博物館制度の在り方について』

2007年

「集めて、伝える」博物館の基本的な活動に加えて、市民とともに「資料を探求」し、知の楽しみを「分かちあう」博物館文化の創造へ。

これからの博物館の望ましい姿は、資料収集保管、調査研究、展示公開、という博物館活動の基盤を強化し、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割の充実である、という考え方である。

新しい博物館の在り方は、この考え方を基本に、今回の教育基本法の改正を踏まえ、さらに発展させていくべきである。

これからの博物館は、その特徴である資料の収集や調査研究等の活動を一層充実させるとともに、多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えるべく、自主的な研究グループやボランティア活動などを通じて、学習者とのコミュニケーションを活性化していく必要がある。

○博物館の設置及び運営上の望ましい基準 2011年

第一条（趣旨）2

博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

○日本博物館協会「博物館の原則、博物館関係者の行動規範」2012年

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。

6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

博物館関係者の行動規範

行動規範 1 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

行動規範 2 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

行動規範 3 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかかわる人と収蔵品の安全確保を図る。

行動規範 4 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

行動規範 5 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取り組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動規範 6 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範 7 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動規範 8 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

行動規範 9 発信・連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

行動規範 10 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、I COM（国際博物館会議）の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

○障害者差別解消法 2013年制定・2016年施行

第一条（目的）

この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

○文化芸術基本法 2017 年

第2条（基本理念）10

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

○文化芸術推進基本計画 2018 年

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

（文化芸術の振興と教育の重要性）

○美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有している。また、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

（文化芸術を支える専門的人材）

○学芸員については、美術館、博物館が社会包摂や地域創生の礎となることが求められている近年において、作品や資料の収集、調査研究、展示企画の更なる充実や、適切に保存し、取り扱うための専門性の向上に加え、教育普及活動の更なる充実や地域振興、観光振興等への対応も求められている。このように美術館、博物館が求められている新たな役割に対応するために、専門人材を適切に配置することが重要である。

【参考：類縁機関関連】

○国立国会図書館法 1948 年

（前文）

国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。

○社会教育法 1949 年

第5章 公民館 第21条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(前文)

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。